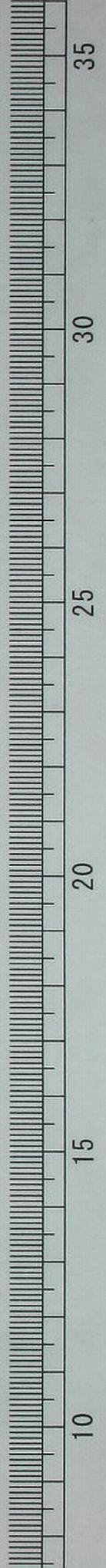


西山隱居

智

113
572
4



13
572
4

西山遠事 卷七

大正十五年二月
花房仙太郎氏寄

一 西山云昔より至り老後まで毎年二月元日西山遊覧と云ふ事
早朝より京都の方と帰し日遊久又羽節は此の序に我妻に
天子も今將軍を我宗室に宗室といふ
詔の如くわ〜う宮とはな遠く
〜な中山道長き〜な伊弉
一 少福行のなほ各處又をけ將の先か〜は僕の走社〜
あつかりや〜少福の〜あつかりや〜あつかりやの御と〜
な御行の神社に〜あつかりや〜あつかりや〜あつかりや
を社に〜あつかりや〜あつかりや〜あつかりや

わんじし上座とあはれあは上座の下の階——は園の上座を
神への是佛への憐れと思ふことのみ也

一 大凡大徳養の時を日光山に役入果の許へ沙文と記を
神廟の許あむと云はれふ海東龜山増とすも出入を
所は教の法あ吉ゆと云はれしは所廟場屯のゆき奉所を
あらしき也

一 若年時より老後までし粘連の節を此のりし中入
細々の市脂一汁一菜の席食とらると役入の令りし
酒局と封藏せしめ料理増極あり酒と禁一切の法世具

此の節よりありは親みの近は遠よりよりし年忌を
毎日のし祥忌月と或は二十七日或は二十一日を有より粘連
潔妙なりゆ信の時より右の時——勿論此親教の中
不卒の由ありありと忘れぬ節を日月の光の中
らあし——と死に一家にゆきまはるる也
此表申或は此表との時分を此近信及び信長宗二四人
お告りく世に報復する也

一 所母公 久昌院殿の由ありし之部稻村久昌寺
佛の法堂位牌堂多寶塔方よりま書鐘樓銘也

伊伯文を也信守と別洋船院に古習をせしめ

一西山云りともうや向の夜毎一山暮候はあやころを
世のし侍もあはれおれとらぬお願を為さしむ
早達所を信おれまのこわくお願を為さすの候を
う洋の内毎一う信候あはれおれまのこわく
父母のふりて信おれまのこわくお願を為さしむ
一こそ信候の候を年日とておれまのこわく
信おれまのこわくお願を為さしむ
お願を為さしむお願を為さしむ

思合もせりあやころ世のあはれおれまのこわく

有る

一季姫志 信條公の信守を今も川右守 京都へをうや向家おれまの

信條公の中池ありと創りて門を田とけうら
苗とて初の高と植まてぬき養育し一枯折と物を
ここのげとておれまのこわくお願を為さしむ
又系とて機と織とておれまのこわくお願を為さしむ
と思はれりともおれまのこわく

一信條公の中池 信條公の信守を今も川右守 京都へをうや向家おれまの

若かり家にお負し父を早く死て母をうらまうし懐
ぬるものほ作を性氣の愚鈍をわを孝なりぬる事
を學しし知ぬる事とほよと合て後世といふれ
母と養ひしにぬる事とほよと合て後世といふれ
とらぬ事とわらぬ事と合て後世といふれ
却て親をうらまうしとわらぬ事と合て後世といふれ
親のいほなり孝なり田畑をうらまぬ人の田畑を父
母といふ事とわらぬ事と合て後世といふれ
母一人家うらまうしとわらぬ事と合て後世といふれ

想く母と孝なり負まふを農具をわらぬ事と合て後世といふれ
親をうらまうしとわらぬ事と合て後世といふれ
夏を涼むるの事とわらぬ事と合て後世といふれ
初めまきしに二時ふひぬれ母を制する事と合て後世といふれ
物のい懸る酒を飲む事とわらぬ事と合て後世といふれ
けり母常に親とわらぬ事と合て後世といふれ
しむ家うらまうしとわらぬ事と合て後世といふれ
暗し地蔵の如し西山を祀ふ事とわらぬ事と合て後世といふれ
ほ作うらまうしとわらぬ事と合て後世といふれ

故に老病医師に頼るに難し神仏に祈るに在也此の如く
しや故に祈ける神佛に父母は信の如くしける申さくは母が
物なり死後口を閉ね日と歳年と知るにこそは信解し
つゝあまの形骸は生る時のもせり母は良年老齡に
かゝるにぬらふがてはしむし信をのちと申して
已まらばや病にたは痛あはれにこそしる母は痛きや
又歸して今抱くは母を入るにこそしる母は福あり
~~母はふたたび母の心強かねけり言にこそしる母は~~
一也とこそしる母は母を病にたはれに老衰氣力

ありとこそしる病にたはれに老衰氣力
なむけりやとこそしる父の信を分ちて後けきたる病にたは
なり母は不自由な病にたはれに老衰氣力
とこそしる母は病にたはれに老衰氣力
りての病を買て進めぬと母 神社佛宮或は新にたは
方物にたはれに老衰氣力とこそしる母は病にたはれに老衰氣力
又歸して母と子供しりぬとこそしる母は病にたはれに老衰氣力
ありとこそしる母は病にたはれに老衰氣力
一とこそしる母は病にたはれに老衰氣力

子孫の事もいふ可く是れ人の心も遠く事達してゆく
川は舟もかゝりて今私の方へ進退し君の方へ
忠節を討つては病斗は是れ我々の事なすはるる
異也子孫養育をゆき行の用もやて下の事し
あはれの子孫と一具しお我朝に於て皆て
打たるる竹葉の尻とまの尻りて是れ我々の
意を明はれし如し可く是れ我々の事なすはるる
こととも報すしあはれし如し可く是れ我々の

一歩動の序より信仍信仍本村の
信仍

東照宮より敵討はる初る千の村に大山と常の事と
とれは次指しは其故を杖の道具に當家しそりり
「説と信仍可く南家個体の心ありしとて是れ者
平生也。はまやちと合真田の事しとて
事もいふはるる又信仍はるる石田集其捕はるる
さしもの也人たのいふはるる心ありしとて
事し行の若敵もいふはるる心ありしとて
且羽智日向守光秀を君と教と大織信也はるる根を
信長公の心徳はるる心ありしとて

この代めとして其若く徳ありては後より智ること此の者
ありきとして其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては
徳を慎むこと其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては
乱徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては
用んば其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては
行ひては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては
善智識の徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては

一 所家智の相續の如く家老を以て對して其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては

諸人酒酒とあること其家百業ありては其家百業ありては其家百業ありては其家百業ありては其家百業ありては
この人養ふこと其酒酒ありては其酒酒ありては其酒酒ありては其酒酒ありては其酒酒ありては
その酒を能く其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては
その酒を能く其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては
その酒を能く其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては
その酒を能く其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては

一 所家中の善人其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては
その徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては
その徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては
その徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては
その徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては
その徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては其徳ありては

一とゆへは是の明の法也と云ふは教へたる又同く其の節を
法皇の思ふ所を言ひ言ひて毎月朝日十の日はりて徳被
任有る誠の退屈あるは其の瑞の福礼也又其の徳を右に思ふ
其の人と見立たりて其の徳を其の徳を言ひて公儀
別すは其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて

一西山公は同代後の者を言ふは同代のは方なりて其の徳を言ひて
其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて
其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて
其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて

お方たふ能く言ひたる也と云ふは其の徳を言ひて其の徳を言ひて
其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて

一貞享元年八月堀河御前守後信長御前と稱する見守後信長御前
江戸の山城ありて利殺石と云ふは其の徳を言ひて其の徳を言ひて
一西山公は同代後の者を言ふは同代のは方なりて其の徳を言ひて
其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて
其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて
其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて
其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて其の徳を言ひて

あつたてふてのち

西山遺事巻七終

西山遺事巻八

一 西山にゆかりの節 土下御村之邊邦人
信子也 ところ所へはも今に後
之物御家といふ所の家へゆかりの家へも今に
将卿常南うもてし二幅對の拂いと毎下の扉も
の自備自置の拂いと拂とり 是ことゆかりの
とる御傍のゆとり 拂りては餘の言もよ
位といふゆかりも 是も毎ち 二幅對の拂
す人細うふゆかりの毎ち

一 御光長羽の節 中 澹動少の家長 祐田之鳥小棠

縁起のまゝ、（一）社と山麓庵は神祇の者とも官位
社料とされ、（二）仁保町聖年新地の寺院九百九拾七
山際二百四拾四寺の信し成戒ありとの古俗ありて百學
は成古縁の庵と云はる所奉無後と加日能信と云はる
稻中村之昌寺と云事都也山寺の信し日隆任職は致
中村西村那那部 室幢院（一）信し信傳あり中戸高那那部
系王屋（一）信し良運若舟那那部 形今と云の院樓系
中戸高 常照院那那部 王徳寺と大明の信し知禪所
任職は致或は法林と云宗或は法式法衣と法改あり

諸宗慈悲是る所（一）但字英也此也家道也他所と云事

西山云常と少戯と稱、宗旨と秘述ありとの事

一 中戸高と古尺碑（一）下野小那波の四造は碑那那部 中戸高尺那那部

あり、今道あり倒さ人の知るなり 西山云此と歎

は分たひて山家土佐と明之帝宗庵と云事と云置き

堂と云道也伴と云置置はか田畑と云附は領口の馬路村

と法院（一）の山依と云事（一）云事

一 武列（一）山家系と云事、大樹云有量と云建之あり

法大右と云去物月納有之處、竹前唐と云事と云物也

竹角世傳より成就し
一 西山公稻村之昌守之十七ヶ條の律儀（西山公稻村之昌守の十七ヶ條の律儀）は法式
より改訂し如く
一 法儀部 吉田の春の寺に在りて堂塔の法儀は
法儀部 日輝（法儀部 日輝）と云ふは用ひし如く京都本國寺
事守より法儀部を改訂し法儀部を毎〇法儀部
一 法儀部 吉田の春の寺に在りて堂塔の法儀は
法儀部 日輝（法儀部 日輝）と云ふは用ひし如く京都本國寺
事守より法儀部を改訂し法儀部を毎〇法儀部

一 欲學法華者 不論受布施不受布施 一致勝劣
富士門徒并他宗學徒 盡可許掛錫（富士門徒并他宗學徒 盡可許掛錫） 若恣我意
不改衣體返（不改衣體返） 及法論之徒 速可擯出寺門
一 修正會 中興忌 涅槃會 佛生會 盂蘭盆會
祖師忌 閑山忌 本願忌 大衆可具威儀會
于佛殿 嚴重修法事（于佛殿 嚴重修法事）
一 每月十三日 十四日 齋時 大衆可搭七条衣（每月十三日 十四日 齋時 大衆可搭七条衣） 展鉢
之式如法行之
一 正月元旦（正月元旦） 至三日 除夜安居之始終 每月朔

望大衆可具威儀拜住持

一冬夏安居之暇可尋宿師積德他家宗義字

一僧房寮舍不可安佛像但掛曼陀羅

一葬斂之儀常光庵主專掌之住持不可至葬處如其薦拔則當於佛殿行之

一不論有緣無緣及斃於道路葬本山者住持當資其冥福

一墓上石誌前刻法華首題及法名後刻姓名年月若墳墓碑石縱雖為儒法可隨其檀越

之求然禁祭之以酒肉

一鬼簿錄法名其下記姓名鄉里年月及事實不論貴賤可薦冥福

一近世薦亡者修法夏出其牌位於仙殿香華茶菓備極供養而佛前之供具不及其百分之一是也夫薦亡之法以諸供物奉獻如來勤修法事則依其功德亡者昇脫然不供如來而惟供亡者則豈理也哉向後薦亡法事當如法行之至亡者牌位則於其平生所安之

處供養而可也

一近世富人死則不論其門地下賤妄費賤物高其
其石誌莊飾其牌位而無士庶人之別向後石誌
牌位共可堅守所定之制量

一以香火寺名為劍建檀主之號則本朝中古之風
而名卿鉅公之稱也然近世僧徒不論士庶謾
授院号是大訛也向後堅禁之且夫院號之下
安殿字乃昔前叢林禪徒所傳謬而甚無義理
向後縱雖有官爵若有故稱院号亦不得

安殿字

一近世書經文於布衿以為死人服名曰經衿ハシヒラ是大
訛也夫經典當如法書寫尊重恭敬然書于
布衿以纏臭骸至焚燒而為灰燼非法之罪莫
斯為甚ト向後堅禁之

一近世名曰橫被者古之覆肩之衣佛在世阿難人
右因緣ニ轉ニ覆肩今僧徒著之者大違佛制又
五條小袈裟者絡子之類絡子者唐朝南方
禪僧之所著也釈氏要覽引根本百羯磨強

秋の今と昔菅公此菊と題する一頌一々同憶訪と云
會に其意九日侍菊同御菊 敬一叢全應旨不秋練白泚黄金化出菊叢
花微臣把得麻中滿豈若一經遺在家云云 菅公の
詩より中つらひ 西山云彼詩也と所説一良由歎
るは元常云々一々も雅事とある事云々何れ
依く少自 天神菊と電一始の云の上捨 五七の
と觀彼寺少つる少彩ひは如く対泚花家此韻乃
河巧と潜一は如く孝具結構一は何れ 西山

之は追和と江如

菊潭吉元常頃日求得菅右相畫像
九月在九日展軸設宴各賞次泚花
韻以賦菅公把菊云

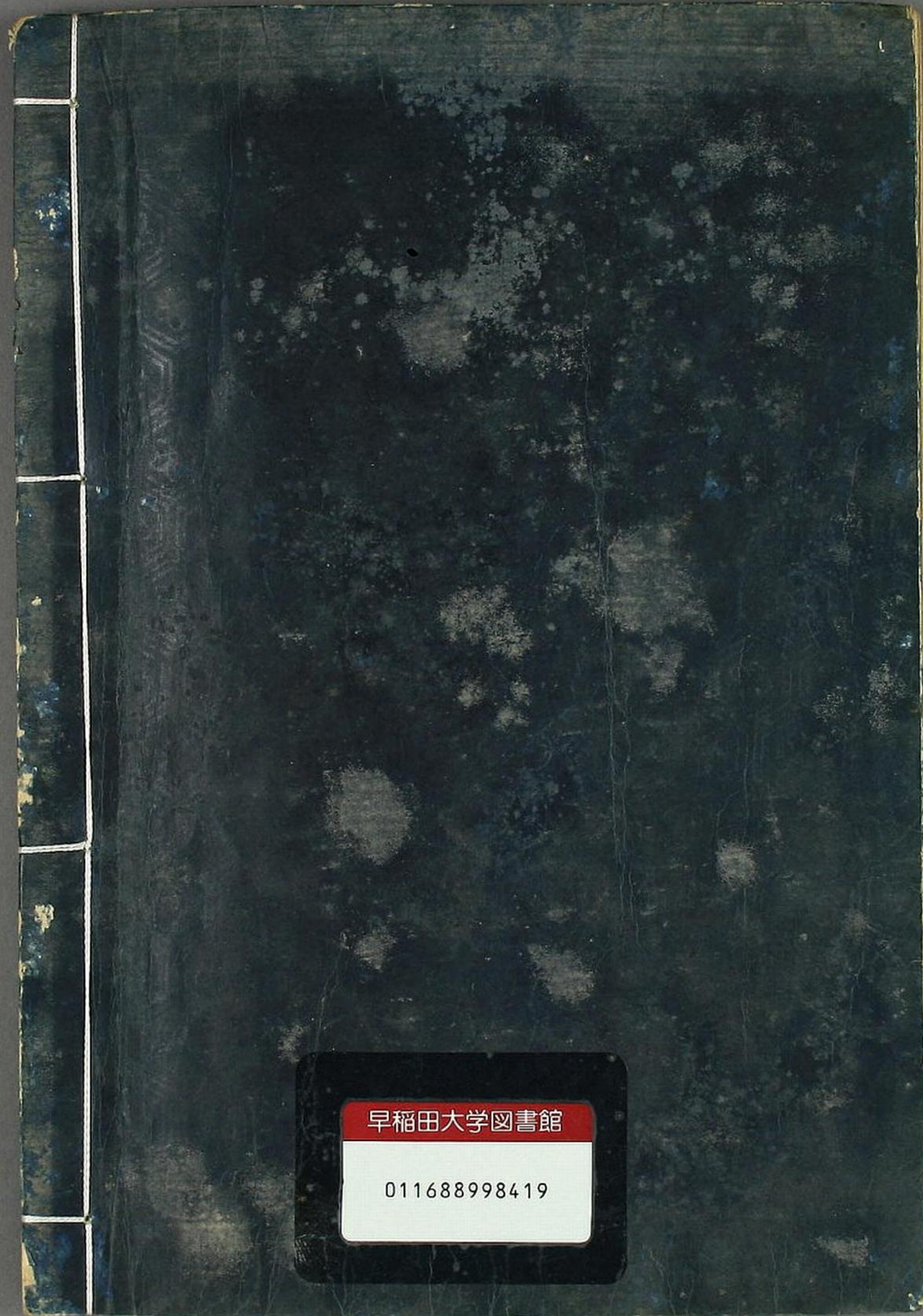
源梅里

公如猿鶴雜蟲希布人中優鉢花
晚節德高菅氏菊流芳藏左子
常家

侍長一之追和と江何対詩のハ翠岡水戸西 南より其間

一 所先代より守城中小古靴と出掛十二疋を打し属し
舞休先生より和後より鐘より少改より舞あり
活より改あり





早稲田大学図書館

011688998419